

令和6年5月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和6年5月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和6年5月2日（木）午後2時00分開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎 大会議室1
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第3号 市川市立信篤幼稚園及び市川市立新浜幼稚園閉園方針の策定について
議案第4号 市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第5号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第6号 市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命について
議案第7号 令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の制定について
議案第8号 令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算の協議について
議案第9号 令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦について
議案第10号 市川市教育支援委員会委員の委嘱について
 - 5 その他
 - 6 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第3号 市川市立信篤幼稚園及び市川市立新浜幼稚園閉園方針の策定について
議案第4号 市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第5号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第6号 市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び解任並

- びに委嘱及び任命について
- 議案第7号 令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の制定について
- 議案第8号 令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算の協議について
- 議案第9号 令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦について
- 議案第10号 市川市教育支援委員会委員の委嘱について

5 出席者

教育長	勝山	浩司
委員	山元	幸恵
委員	大高	究
委員	広瀬	由紀
委員	田中	大介
委員	駒	久美子

6 出席職員、職・氏名

教育次長	小倉	貴志
生涯学習部長	板垣	道佳
生涯学習部次長	六郷	真紀子
学校教育部長	藤井	義康
学校教育部次長	池田	淳一
学校教育部次長	小島	信也
教育総務課長	益子	隆史
教育施設課長	竹林	英介
青少年育成課長	舘野	裕之
社会教育課長	渡邊	雅直
中央図書館長	米田	有貴子
義務教育課長	小林	義行
学校安全安心対策担当室長	大熊	和男
学校環境調整課長	三浦	将之
指導課長	関原	一久
就学支援課長	生澤	治
保健体育課長	清水	秀峰
学校地域連携推進課長	榎本	弘美

教育センター所長

横田 礼名

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹
//	主 幹
//	副主幹
//	主 査

須志原	みゆき
川上	剛史
稲葉	京子
福井	輝

○教育長

それでは、ただ今から、令和6年5月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立しております。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定によりまして、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案8件、その他2件でございます。では、日程に従い議事を進めたいと思います。本日の議事のうち、議案第7号「令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の制定について」、議案第8号「令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算の協議について」、議案第9号「令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りしたいと思います。非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○教育長

挙手全員であります。よって、これらの議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第8項の規定により討論を行わず、公開しないことといたします。なお、非公開の議事については、これ以外の公開案件がすべて終了してから行うものといたします。それでは、「会議録署名委員の氏名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定によりまして、会議録署名委員は、山元幸恵委員と大高究委員を指名いたします。両委員、どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、「議事の進行を行う委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定によりまして、教育長におきましては、山元幸恵委員を指名いたします。山元幸恵委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○山元幸恵委員

かしこまりました。それでは、「議案」に入ります。議案第3号「市川市立信篤幼稚園及び市川市立新浜幼稚園閉園方針の策定について」を議案といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○幼保施設計画課長

幼保施設計画課長です。よろしくお願いいたします。議案の3ページ、参考資料に基づいてご説明させていただきます。

「1. 議案提出理由」をご覧ください。本議案は、公立幼稚園に関する今後のあり方（基本的方針）に基づき、信篤幼稚園及び新浜幼稚園を令和8年4月1日

に閉園するため、その方針を定める必要があることからご提案するものでございます。

「2.経緯」をご覧ください。閉園方針策定の経緯についてご説明させていただきます。教育委員会は、平成22年11月25日付けの市川市幼児教育振興審議会の答申を踏まえ、同年12月に「公立幼稚園に関する今後のあり方(基本的方針)」を定めました。その後、平成28年10月19日付けの同審議会の答申を踏まえ、平成29年2月に基本的方針の一部見直しを行っております。この基本的方針におきましては、百合台、大洲、南行徳の3園を基幹園として残し、特別支援教育や幼児教育の研究等の5つの「公の役割」を果たすこととし、その他の園につきましては今後の就園状況や私立幼稚園を含めた地域の実情、周辺幼稚園の受け入れ可能状況等に配慮しながら廃園可能な園から順次廃園を検討していくこと、また、幼児期の教育にふさわしい環境を維持するため1学級あたりの人数適正規模を概ね20～35人とする、そして、同学年の学級数については2学級(複数学級)あることが望ましいことが定められております。この基本的方針一部見直し後の本市の状況といたしましては、出生数の減少及び合計特殊出生率の低下による未就学児童数の減少、共働き世帯の増加による保育需要の増大、令和元年10月から開始された幼児教育、保育の無償化による公私の費用格差の縮小等により、幼稚園、特に公立幼稚園の需要が減少することとなり、入園児童数は減少傾向が続いております。これらの状況を踏まえ、学校教育部とこども部とで公立幼稚園6園の今後の在り方について検討を重ねた結果、信篤幼稚園及び新浜幼稚園を閉園する必要があると判断し、「市川市立幼稚園の今後のあり方について(案)」のパブリックコメントの実施結果等も踏まえまして、同案を確定する信篤幼稚園及び新浜幼稚園閉園方針(案)を策定いたしました。

資料右上の「3.令和5年度信篤幼稚園及び新浜幼稚園の入園児童数」をご覧ください。信篤幼稚園につきましては、令和5年5月1日現在で年少16人、年長で21人の合計37人となっております。5年前の平成30年は合計76人でしたので、5年間で半数以下になっております。新浜幼稚園につきましては、令和5年5月1日現在で年少15人、年長18人の合計33人、5年前は合計100人でしたので、3分の1以下になっております。なお、今年度、年少から入園する児童は、両園ともさらに少なる見込みであります。いずれも幼児期の教育にふさわしい環境を維持することが、かなり難しい状況になっております。

「4.閉園理由」をご覧ください。2園を閉園する理由についてご説明いたします。①今後、入園児童数が増加傾向に転じる見込みが小さいこと。未就学児童数が減少傾向であるうえに、保育需要が未だ増大していることや幼児教育、保育の無償化により公私の費用格差が縮小した状況に鑑みると、今後、公立幼

稚園の入園児童数が増加傾向に転じる見込みは小さいものと考えています。②集団規模が小さくなることにより、人間関係の固定化やグループ同士の遊びが限られるなど、様々な経験が不足するうえに、小学校への就学に際し、集団規模が大きく変わることは子どもにとって負担であること。③現在は私立幼稚園の受け入れ枠にも十分な空きがあり、公立幼稚園設置当初の目的である「私立幼稚園の補完」という役割については、一定の役割を終えたと考えております。公立幼稚園は、昭和40～50年代の人口急増期において、私立幼稚園に入園することができない児童がいるなかで、その補完を目的として設置された経緯がございます。現在、私立幼稚園の入園児童数も公立ほどではないものの減少傾向にあり、その目的については一定の役割を終えたものと考えております。なお、今回の対象である信篤幼稚園に近い私立原木幼稚園も、また、新浜幼稚園に近い私立東浜幼稚園も受け入れが可能であることを確認しております。これらの理由から信篤幼稚園及び新浜幼稚園の閉園方針（案）を策定いたしました。なお、閉園日につきましては、今年度、年少のクラスに入園する児童が卒園するのを待って、令和8年4月1日としております。

「5. 閉園後について」をご覧ください。2園の閉園後につきましては、パブリックコメント等でのご意見を踏まえ、子育て支援や発達支援等のニーズにも対応できるよう、職員配置や跡地活用等について引き続き検討してまいります。

「6. 今後の主なスケジュール（予定）」をご覧ください。本日の結果につきましては、幼児教育振興審議会及び子ども・子育て会議に報告する予定でございます。また、本議案についてご承認をいただけた場合には、6月の市議会に条例改正の議案を提出し、市議会で可決されましたら信篤幼稚園及び新浜幼稚園の閉園が確定し、令和7年度新規入園受付を停止することになります。そして、令和7年4月からは年長クラスのみでの運営をし、令和8年4月1日に閉園となります。本議案の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑ございますでしょうか。

○広瀬由紀委員

説明ありがとうございました。いくつかお伺いしたことがあるのですが、最初、最初の公立幼稚園における今後のあり方の適正規模に関して、35人というのは幼稚園教育要領にあることかとは思いますが、20というのは何か根拠があるのかというところが1点です。あともう1点に関しては、閉園理由の方に③で当初の目的であると書かれているのですが、その前の2番の経緯の中で平成22年に関して、あり方に関する見直しをされているというところ

で公の役割というのをきちんと打ち出しているにもかかわらず、閉園理由の方には当初の目的というのを出しているというところで、今後のあり方の立ち位置で閉園を決めたのか、それとも一緒になるということはあるとは思いますが、当初の目的というのをまた持ち出しているというのは何か理由があるのかなというところをお聞かせいただきたいと思います。あと、パブリックコメントの方を拝読したのですが、かなり数が多いという印象を持ちました。在園の数が70名というところに対して、パブリックコメントが67件58名の方からいただいているというのは相当な数なのかなという感じがしています。挙がっている声の中で、案の修正に至るものではないという判断で0件、参考で54件と示されているのですが、その中で67件もの意見に関して、まったくもって今後の施策に反映させられるものがなかったのか伺いたと思います。以前から申し上げていますが、公の教育を評価してくださっていて、公の教育の存続を希望されている、信篤の地区は幼稚園が他に民間も1つしかなく、選択肢が非常に限られるというのは保護者にとっては非常に不安かなと思っています。園の存続というところに関してははやむを得ない事情が沢山あるのかなとは思いますが、それが難しくなったご家庭やお子さんが公の、市立の教育を受けられる術を市が用意できないというところ、1か0かではなくて間の案というのはいかなる用意することができないのかなと、例えばということで以前から出しているのはスクールバスなどですが、そういったものはできないのか市の考えを伺えればと思います。

○山元幸恵委員

広瀬委員の方から併せまして4点ご質問があったかと思います。準備できるようでしたら、回答をお願いいたします。

○教育総務課長

教育総務課長です。まず私の方からは最初の適正規模の点について、20人のところのご回答をさせていただきます。20人につきましては、特に法令等に何か定めがあるのかということではないのですが、当時公立幼稚園の職員や保護者に対しましてアンケート調査を行った結果、20人程度というご意見がございましたので、その数字を参考にして考えて、運用してというところでございます。以上でございます。

○幼保施設計画課長

幼保施設計画課長です。当初の目的について少し誤解があったかもしれませんが、当初の目的は私立の補完という観点での当初の目的は一定程度役割を終えたと考えております。ただ、元々の公の役割の5つが役割を終えたという趣旨ではございません。引き続き、公の役割はあるものと考えております。また、パブリックコメントについてですが、今回、全市民、大きく言いますと

市外の方も意見提出ができる中で58人67件のご意見をいただきました。この中で今回の案そのものを修正するものではありませんでしたが、今後の参考にするものはありますので、今後の施策には、真摯に受け止めて生かしていきたいと考えております。特にご意見があったのは、例えば、私立幼稚園に入れたいのではないかとといった声が多かったので、現在も説明会や電話の方で個別に説明して保護者の不安をできるだけ取り除くよう対応しているところでございます。また、先ほどお話のあったように、もし、その中で私立ではなくてやはり公立に行きたいご希望、現在そういった強い希望を承ってはいないのですが、そういったご希望があった場合は、残り4園の公立で、現在は認められていない車での登園を認めて駐車スペースを設けるなども考えていきたいと考えているところでございます。以上です。

○山元幸恵委員

広瀬委員、今の説明ございましたが、いかがでしたでしょうか。

○広瀬由紀委員

丁寧にご回答いただき、ありがとうございます。最初の20名というのはアンケートの結果に基づくということですが、いつのアンケートになりますか。

○山元幸恵委員

教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長

平成28年に行った調査によるものでございます。以上でございます。

○山元幸恵委員

広瀬委員、いかがでしょうか。

○広瀬由紀委員

あまりにも遠すぎる調査だと時代に合わないかなと思ったのですが、近いところいうところで理解できました。ありがとうございます。

目的と役割とはそもそも違うというところの説明は理解できるのですが、現状の今後のあり方という基本方針の中での閉園理由があるのかと思ったため、お訊ねした次第でした。

あと、パブリックコメントに関してですが、私も前後意見を拝読はしていましたが、民間に入れないというご意見もあったかとは思いますが、例えば、公の教育の魅力をきちんと伝えることとか、公の教育にはそれなりにきちんと役割があるというご意見などもあって、ご希望されていない、表立ってのご希望はないとのお話でしたが、それはきちんと情報開示した上で、公に対するご要望がないということなののでしょうか。それとも、閉まってしまうので他に行き先のある、民間に行けますという情報の中でのご希望がないということなのか気になった次第でした。

○山元幸恵委員

今の点については、もう一度質問ということでよろしいでしょうか。

○広瀬由紀委員

はい。

○山元幸恵委員

私立に最初からいかなければいけないという話の中で進んでいる説明なのかどうかという点ですが、いかがでしょうか。

○幼保施設計画課長

このパブリックコメントの募集時期と並行して保護者の方に説明している中で、その方には私立、具体的には原木と東浜、十分空きがありますし、途中入園が可能であることをお伝えしたのですが、お伝えする前にいただいた意見もございますので、ご存知ないでいただいたご意見も相当数となっているのかと考えております。

○山元幸恵委員

という回答ですが、広瀬委員、いかがでしょうか。

○広瀬由紀委員

お申し出があれば公に車で行けるというのは、保護者に向けた説明会の中では特に明示していないという理解でよろしかったでしょうか。

○幼保施設計画課長

園でお話を伺っている中で、まだ私は公立に行きたいという具体的な希望をいただけていないので、こちらの腹案としては、そういったご希望があればご案内するように伺っている状況でございます。

○山元幸恵委員

ということは、提案として、私立と公立がありますよという提案ではなく、私立幼稚園の方で十分空きがあるので、そちらで検討してくださいという提案があり、それでもどうしても都合がある場合は相談に乗りますと、こういうスタンスということよろしいでしょうか。

○幼保施設計画課長

おっしゃるとおり、第1としては私立に空きがあるという情報を提供させていただきました。今後、ご希望があれば、そちらもご案内しようと考えているところでございます。

○山元幸恵委員

広瀬委員、よろしいでしょうか。

○広瀬由紀委員

承知しました。ありがとうございます。

○山元幸恵委員

他にご質問のある委員の方はいらっしゃいますか。それではないようですので、議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。幼保施設計画課長におかれましては、このあと他の公務があると伺っております。どうぞご退席ください。

(幼保施設計画課長 退席)

○山元幸恵委員

次に、議案第4号「市川市幼児教育審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案の44ページをご覧ください。本審議会委員につきましては、令和6年4月定例教育委員会において、第1号委員、学識経験のある者1名の解嘱について議決いただいたところですが、この度、第3号委員である鈴木知美委員から令和6年4月1日付けで辞任の申し出がありました。つきましては、鈴木委員の解嘱と、第1号委員の後任として、現千葉大学教育学部幼児教育教室において教授であらせられる中道圭人氏を、また、第3号委員の後任として、幼保施設管理課長から推薦をいただきました、大雄寺晶子氏を委嘱したく、提案させていただくものでございます。なお、鈴木委員の解嘱日は本日5月2日、後任の中道氏および大雄寺氏の任期は、5月7日から、前任者の残任期間である令和7年7月6日までとなります。説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第5号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは提案理由の説明を求めます。

○義務教育課長

義務教育課長です。議案の46ページをご覧ください。本案件は、委員より辞任の申し出がありましたことから、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例第4条第1項に基づき、委員候補として3名を選出いたしましたので、委員の解嘱及び委嘱につきまして、提案させていただくものでございます。解嘱委員及び委嘱委員につきましては、47ページのとおりでございます。任期は、同条例第4条第3項の規定により前任者の残任期間とし、令和7年7月5日までとなります。説明は以上となります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。質疑がないようですので、議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第6号「市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校安全安心対策担当室長

義務教育課学校安全安心対策担当室長でございます。ご説明いたします。議案の48ページをご覧ください。このことについて、市川市いじめ問題対策連絡協議会委員は、市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例第4条第2項の規定に基づき、2年間を任期としております。現委員の8名につきましては、令和5年5月の定例教育委員会における審議を経て、委嘱及び任命しておりますが、人事異動による解嘱及び解任の申し出がありましたので、これを承認するとともに、後任委員の委嘱及び任命を行うものでございます。市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例第4条第1項の規定に基づき、委員8名の解嘱及び解任、委員候補8名の委嘱及び任命について、49ページの「解嘱・解任委員及び委嘱・任命委員一覧」のとおりとしてよろしいか伺います。解嘱及び解任日は本日令和6年5月2日、委嘱及び任命日は明日令和6年5月3日といたします。説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第10号「市川市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育センター所長

教育センター所長です。ご説明させていただきます。議案の50ページから51ページをご覧ください。市川市教育支援委員会委員の任期満了に伴い、市川市教育支援委員会条例第3条および第4条の規定に基づき、第1号委員 医師6名、第2号委員、学識経験のある者3名、第3号委員、特別支援教育の関係者4名、合計13名を、教育支援委員会委員として委嘱したいので、教育委員会の議決を求めるものでございます。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第10号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。続きまして、「その他」に入ります。その他(1)「専決処分の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案の52ページをご覧ください。市立小学校にて発生した事故の賠償につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行い、同上第2項の規定により令和6年4月26日に開催されました市川市議会臨時会にて報告したものでございます。議案の53ページをご覧ください。令和6年1月30日午前10時頃、市立小学校の敷地内におきまして、学校用務員2名が樹木の剪定作業をしていたところ、枝が隣地にございます相手方の自宅の屋

根及び雨樋に接触をし、雨樋が損傷したものでございます。これにより市川市は相手方に対し、本件事故により生じた損害に対する一切の賠償金として、雨樋の修理費用である44,000円を支払うもので、相手方とは令和6年3月27日に和解が成立しているところです。なお、賠償金につきましては市が加入している全国市長会学校災害賠償補償保険を適用し、令和6年4月4日に支払いが完了している旨ご報告いたします。説明は以上でございます。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問、ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、その他(1)を終了いたします。続きまして、その他(2)「専決処分の報告について」の説明をお願いいたします。

○教育センター所長

教育センター所長です。ご説明いたします。議案の56ページをご覧ください。市立小・中学校にて発生した損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行い、同条第2項の規定により令和6年4月26日に開催されました市川市議会臨時会にて報告したものでございます。議案の57ページをご覧ください。専決処分の詳細をご説明いたします。市川市学習者用モバイルルータ及び移動通信サービス賃貸借においてソフトバンク株式会社より賃貸したモバイルルータ3,000台のうち7台が紛失したことにより、賃貸借契約約款第13条第一項に基づく損害賠償が発生いたしました。今後はこのような紛失事案を防ぐために、学校に対して賃貸借機器の管理についてよりいねいに説明してまいります。説明は以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問、ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、その他(2)を終了いたします。続きまして、その他(3)「令和6年度中学生海外派遣事業について」の説明をお願いいたします。

○指導課長

指導課長です。ご説明いたします。58ページをお願いいたします。本事業は中学生の国際理解教育の一環として平成15年度より実施しており、今年度もドイツ連邦共和国ローゼンハイム市へ7月20日（土）から7月30日（火）までの11日間の日程で実施いたします。ドイツ家庭でのホームステイ、現地学校での体験は、派遣生徒たちの国際感覚の育成につながるものと考えております。派遣人数は、市内公立中学生16名、引率教員3名、コーディネーター1名、合計20名を予定しております。派遣を終えましたら、改めてご報告させていただきます。以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問、ご意見はございますでしょうか。特にない

ようですので、その他(3)を終了いたします。続きまして、非公開の議事に入ります。教育長、お願いいたします。

○教育長

それでは、議案第7号、議案第8号、議案第9号の審議に入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定によりまして、教育次長、各部部長、次長、指導課長、教育総務課長以外の方は退席をお願いいたします。この間、暫時休憩といたします。

(指定職員以外 退席)

○教育長

それでは、議事を再開いたします。山元幸恵委員、お願いいたします。

○山元幸恵委員

議事を再開いたします。議案第7号「令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の制定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○指導課長

指導課長です。ご説明申し上げます。お手元の別冊1ページをご覧ください。教科書の採択につきましては、公立学校で使用する教科書にあたっては、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会が権限を有することとなっております。市川市は浦安市との2市による共同の採択地区を千葉県教育委員会より設定されており、この2市の教育委員会が同一の教科書を採択するため葛南西部採択地区協議会を開催し協議を行うこととなっております。また、この協議会の運営に関する規約の制定に関しましては、各市町村教育委員会による事前承認が必要となっております。なお、本年度は令和7年度使用の教科用図書のうち、中学校用教科書、特別支援学校用の教科書、学校教育法附則第9条第1項に規定する一般図書の採択を行うこととなっております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第8号「令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算の協議について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○指導課長

指導課長です。ご説明申し上げます。別冊の7ページをご覧ください。教科書採択にあたりましては、協議会の事務の執行に要する経費が発生いたします。この経費の内容は会議費、委員報償費、研究調査費、研究調査報告書作成費、事務局費でございます。この経費は葛南西部採択地区となる市川市と浦安市が負担することとなっております。つきましては、先に議決いただきました令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約第15条の規定に基づき、採択地区協議会事務経費予算案を別紙のとおり提案させていただきます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第8号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

議案第9号「令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦について」でございます。私と山元幸恵委員は同委員への推薦を受けていることから、本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の自己の一身上に関する事件に該当するため、いったん退席をさせていただきます。この退席によりまして会議の定足数が不足となりますが、同法第14条第3項ただし書きの規定により、議決をすることができますことを申し添えたいと思います。また、私と山元幸恵委員の退席の間、議事の進行を行う委員の指名を行いたいと思います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長としましては、田中大介委員を指名したいと思います。田中大介委員、どうぞよろしくお願いいたします。これにて暫時休憩といたします。

(教育長、山元幸恵委員 退席)

○田中大介委員

議事を再開いたします。議案第9号「令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○指導課長

指導課長です。ご説明申し上げます。別冊9ページをご覧ください。採択地区協議会において教科用図書を採択するための協議を行う際に、教育委員会の権限と責任が十分に反映されるように配慮する必要があることを踏まえ、教育委員会は採択地区協議会の委員を推薦することとなっております。つきましては、先に議決いただきました令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約第5条第2項の規定に基づき、市川市の委員5名を別紙のとおり提案させていただきます。なお、規約にありますとおり、保護者の代表1名も推薦することとなっております。現時点では委員候補者が決定しておりません。決定次第、すみやかに手続きをすすめ、次回定例教育委員会で説明させていただきます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○田中大介委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第9号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○田中大介委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、教育長と山元委員に入室していただきます。

(教育長、山元幸恵委員 入室)

○田中大介委員

ただいま審議が終わり、議案第9号「令和6年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦について」を原案のとおり可決いたしました。それでは、お配りいたしました議案の別冊1につきましては回収させていただきます。

(別冊1回収)

○田中大介委員

それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

それでは、退席しておりました職員を入室させますので、しばらくお待ちください。

(職員 入室)

○教育長

お待たせいたしました。それでは、その他教育委員の皆様から、ご意見、ご要望がありましたら承りたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして、令和6年5月定例教育委員会を閉会したいと思います。